

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介護保険最新情報

今回の内容

令和3年8月からの介護保険制度の見直しに係る周知への協力依頼
について

計3枚（本紙を除く）

Vol.985

令和3年5月28日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164, 2260）
FAX：03-3503-2167

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和 3 年 8 月からの介護保険制度の見直しに係る周知への協力依頼について

介護保険制度の運営につきましては、平素より御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 97 号）等に基づく高額介護（予防）サービス費の負担限度額及び補足給付における食費の見直しなどが、令和 3 年 8 月 1 日から施行されます。当該見直しの趣旨、内容等について、利用者の方々に御理解をいただくことを目的として、周知用のポスターを作成し、6 月上旬に各保険者及び都道府県へ届くよう発送いたします。

当該ポスターについては、市役所内の掲示板や介護サービス事業所の窓口などにおいて掲示していただくことを考えており、各保険者及び都道府県におかれましては、様々な機会を活用して積極的に配布していただきますよう御協力をお願い致します。

ポスターの電子媒体は厚生労働省ホームページ（※1）にも掲載しているため、配布部数が足りなくなった場合には、下記担当に御連絡いただくか（※2）、当該ホームページからダウンロードして印刷していただきますようお願いいたします。

なお、これらの内容に関するリーフレットも厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、介護保険サービス利用者等に対して新制度についてご説明する際に併せて御活用いただきますようお願い致します。

※1 ポスター・リーフレット掲載場所：（厚生労働省ホームページ）ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 重要なお知らせ

- ・介護保険施設における食費及び高額介護サービス費の負担限度額が変わります。

（周知用ポスター）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000778218.pdf>

- ・食費の負担限度額が変わります（周知用リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334525.pdf>

- ・高額介護サービス費の負担限度額が変わります（周知用リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334526.pdf>

※2 本省のポスターの枚数には限りがありますので、御了承下さい。

また、当省より以下の関係団体あてに別紙協力依頼文を送付しておりますのでお知らせいたします。

- ・公益社団法人 日本医師会
- ・公益社団法人 日本歯科医師会
- ・公益社団法人 日本薬剤師会
- ・公益社団法人 日本看護師協会
- ・一般社団法人 日本言語聴覚士協会
- ・一般社団法人 日本作業療法士協会
- ・公益社団法人 日本理学療法士協会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・公益社団法人 全国老人保健施設協会
- ・民間介護事業者推進委員会
- ・全国デイ・ケア協会
- ・公益社団法人 日本認知症グループホーム協会
- ・一般社団法人 日本慢性期医療協会
- ・日本介護医療院協会
- ・社会福祉法人 全国社会福祉協議会
- ・社会福祉法人 全国社会福祉法人経営者協議会
- ・高齢者住まい事業者団体連合会
- ・公益財団法人 テクノエイド協会
- ・一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
- ・一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会
- ・一般社団法人 日本福祉用具供給協会
- ・特定非営利活動法人 全国盲老人福祉施設連絡協議会
- ・一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会
- ・一般社団法人 日本介護支援専門員協会
- ・公益財団法人 日本訪問看護財団
- ・一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会
- ・一般社団法人 全国訪問看護事業協会
- ・一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会
- ・全国グループホーム団体連合会
- ・日本ホームヘルパー協会
- ・全国ホームヘルパー協議会
- ・一般社団法人 全国介護事業者連盟
- ・全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
- ・一般社団法人 24時間在宅ケア研究会

(別紙)

老発0528第 号
令和3年5月28日

<関係団体の長>

厚生労働省老健局長
(公印省略)

令和3年8月からの介護保険制度の見直しに係る周知への協力依頼について

厚生労働行政については、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第97号）等に基づき、令和3年8月1日より、高額介護（予防）サービス費の負担限度額及び補足給付における食費の見直しが施行されます。

当該見直しの趣旨、内容等については、利用者の方々に御理解をいただくことが重要であることから、厚生労働省及び各自治体においては、これらの内容を御説明するためのポスターを配布するとともに、リーフレット等も活用し、関係者の皆様の御協力を得ながら、様々な場所での周知を進めているところです。

こうした取組に加え、利用者が訪れる機会の多いと考えられる介護サービス事業所等でポスターの掲示及びリーフレットの配布をお願いしたいと考えておりますので、貴団体の御協力をお願い申し上げます（ポスターにつきましては、各自治体から介護サービス事業所等へ配布いただく予定です）。

本件につきまして、何卒、貴団体の御高配を賜りますとともに、会員各位に対して周知してまいりますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、ポスター及びリーフレットについては、厚生労働省ホームページ（※）にも掲載しておりますので、介護保険サービス利用者等に対して新制度について御説明する際に御活用いただきますようお願いいたします。

※ ポスター・リーフレット掲載場所：（厚生労働省ホームページ）ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 重要なお知らせ

・介護保険施設における食費及び高額介護サービス費の負担限度額が変わります。

（周知用ポスター）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000778218.pdf>

・食費の負担限度額が変わります（周知用リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334525.pdf>

・高額介護サービス費の負担限度額が変わります（周知用リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334526.pdf>